

保護者様

児童・生徒が不審者に遭遇した場合の対応等について（お願い）

本市では不審者対策として、市民安全パトロールカーでの巡回や、ふなばし情報メールの「くらしの安全・安心情報」での不審者情報配信等を行っているところです。



※ふなばし情報メールの登録はこちら（2元バーコードをタップ）→

児童・生徒が不審者に遭遇した場合には、警察署及び学校への連絡をお願いいたします。

迅速な不審者対応を行うため、下記の点に注意の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 児童・生徒が不審者に遭遇した場合は、**速やかに110番通報をする**ようお願いいたします。内容は、「いつ」、「どこで」、「だれが」、「どのような不審者に遭遇したか」を伝えて下さい。不審者の特徴については、分かる範囲でお願いします。最寄りの交番に行くのではなく、110番で通報すると県警本部から110番専用の無線で、周辺を巡回中の警察官や付近の交番に情報伝達が行われ、パトロール等の早急な対応が可能になり、再発防止につながります。
- 2 110番通報した後は、学校に電話で連絡をお願いします。なお、土日や夜間等、学校職員がいない場合には、週明けや翌朝にお願いします。
- 3 保護者の情報公開に係わる承諾がない場合には、ふなばし情報メールの「くらしの安全・安心情報」等の情報発信を行うことができません。児童・生徒が不審者から同じ被害に遭わないようにするためにも承諾いただけるようお願いいたします。情報発信を行うことで、付近にお住まいの方や不審者自身が警戒を強め、再発防止につながります。皆様のご協力をお願いいたします。
- 4 船橋市では小学校区を基本として「スクールガード」事業を行っています。これは、登下校の時間帯を中心に、子供たちが不審者に遭遇しないよう、見守り活動をするものです。近隣の小学校で登録することができますので、ぜひご登録をお願いいたします。

